\bigcirc 総 務 省 • 法 務 省 令 第

号

 \mathcal{O} 規 情 定 報 に 通 基 信 づ 技 き、 術 を 活 戸 籍 用 \mathcal{O} L た 附 票 行 政 \mathcal{O} 写 \mathcal{O} L 推 又 進 等 は 戸 に 籍 関 す \mathcal{O} る 附 票 法 律 \mathcal{O} 除 平 票 成 \mathcal{O} 写 + 兀 L 年 \mathcal{O} 交 法 付 律 に 第 関 百 す 五. る + 省 号) 令 \mathcal{O} 第 六 部 条 を 改 第 正 す 項

る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 定 8 る

令 和 七 年 月 日

総 務 大 臣 村 上 誠 郎

法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐

令

戸 籍 \mathcal{O} 附 票 \mathcal{O} 写 L 又 は 戸 籍 \mathcal{O} 附 票 \mathcal{O} 除 票 \mathcal{O} 写 L \mathcal{O} 交 付 に 関 す る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 治 省

第 戸 号) 籍 \mathcal{O} 附 \bigcirc 票 部 \mathcal{O} を 写 次 \mathcal{O} 又 ょ は う 戸 に 籍 改 \mathcal{O} 附 正 す 票 る \mathcal{O} 除 票 \mathcal{O} 写 L \mathcal{O} 交 付 12 関 す る 省 令 昭 和 六 + 年 法 務 省 • 自

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を ک れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

改正後	改正前
(情報通信技術活用法の適用)	(情報通信技術活用法の適用)
第十一条 [略]	第十一条 [同上]
2 [略]	2 [同上]
3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方	3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方
公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第	公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一
一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定	一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定
する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げ	する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げ
る電子証明書(市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証で	る電子証明書(市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証で
きるものに限る。)のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法第二十条	きるものに限る。)のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。
第五項又は第二十一条の三第五項において準用する法第十二条第三項、第十二条の二第三項又	
は第十二条の三第五項の規定により、当該請求等を行う者が本人であることを対面により確認	
するときは、この限りでない。	
一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に
規定する署名用電子証明書	規定する署名用電子証明書
二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明	二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明
書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省	書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省
令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)	令第二号) 第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)
三 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基	三 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基
づき登記官が作成した電子証明書	づき登記官が作成した電子証明書
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附

則

この省令は、令和七年○○月○○日から施行する。